

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

(ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業)

＜略称：ペロブスカイト事業＞

Q&A 集

令和7年9月4日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

目 次

1. 【全般】	1
1-1. 本補助事業はどのような体制で執行されますか。	1
1-2. 本補助事業の目的は何ですか。	1
1-3. 本補助事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。	1
1-4. 直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。	2
1-5. 同一の代表申請者が複数の施設にペロブスカイト太陽電池を導入する場合、申請は施設毎に行う必要がありますか。束ね申請は認められますか。	3
1-6. 自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。	3
1-7. 公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのですか。	3
1-8. 応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればいいですか。	3
1-9. 他の補助金との併用は可能ですか。	3
1-10. 本事業の公募では、応募申請と交付申請を同時に行う必要があるとのことですが、採択と交付決定はどのように行われますか。	4
1-11. 応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	4
1-12. 補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、カーボン・クレジットとして登録することは可能ですか。	4
1-13. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。	4
1-14. 屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」による説明会等の実施は努力義務という理解でいいですか。	5
1-15. 本補助事業の申請前に、周辺地域の住民に対して説明会を既に実施していた場合は、独自様式にて、説明会等を実施したことを証する資料を提出しても認められますか。	5
2. 【申請時の提出書類について】	6
2-1. 応募申請書・交付申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。	6
2-2. 別紙1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。	6
2-3. 申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請可能ですか。	6

2-4. 代表事業者の業務概要や貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出してよいですか。	6
2-5. 連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。 ...	6
2-6. 貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要ですか。	6
2-7. PPA 事業で太陽光発電設備を設置し、商業施設又は集合住宅に供給する場合、需要家はオーナー企業や管理組合だけでいいですか。あるいはテナントや入居者も需要家となるのですか。	7

3. 【事業要件について】8

3-1. 設置場所の耐荷重が 10kg/m ² 以下相当とありますが、耐荷重が確認できない場合はどうすればいいですか。	8
3-2. 設置場所の耐荷重が 10kg/m ² 以下相当とありますが、「相当」とはどういうことですか。 .	8
3-3. 構造設計の専門家とは誰ですか。何らかの資格を有している必要がありますか。	8
3-4. 1 施設あたり 5kW 以上とのことですが、2 か年に分けて合わせて 5kW 以上導入してもいいですか。	8
3-5. 本補助事業において、補助事業者はどのようなデータの提供を行う必要がありますか。 .	8
3-6. 特別区分 A に関して、地域防災計画等や業務継続計画に位置づけられている施設とは何をいいますか。	9
3-7. 特別区分 A で申請する場合の「耐震性を有する施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を耐震性を確保して導入」とはどういうことですか。	9
3-8. 特別区分 A で申請する場合の「災害時に自立的かつ安定的に太陽光発電の電力が活用できること」とは、具体的にはどういうことですか。	9
3-9. 特別区分 B に関して、サプライチェーンの脱炭素化に向けた目標と計画とは何ですか。 10	
3-10. 特別区分 B に関して、「代表申請者が、自社の Scope3 削減のために当該 Scope3 に関する企業（共同申請者）と連携してフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を行う」とは具体的にどういうことですか。	10
3-11. 特別区分 C に関して、インフラ空間には、どのような施設が該当しますか。	10
3-12. 特別区分 A、B、C 及び D の必要条件項目にある「補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと」というのは、どのような記載をすればいいですか。	10
3-13. 特別区分 E の「2028 年度までに、同一主体が累計で 0.5MW 以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画」で 4 分の 3 の補助を受け、計画どおりに進捗しなかった場合は補助金返還の対象になりますか。	11
3-14. 自家消費型太陽光発電設備等の導入に際して、停電時にも電力を供給できることが必要ですか。	11

3-15. 二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出すればよいですか。	11
3-16. 建築基準法での基準風速、垂直積雪量はどう調べればよいですか。	11
3-17. 事業成果等の公表について、どのようなことが必要ですか。	11
3-18. 太陽光発電設備などの設置に関して留意することはありますか。	12
3-19. 「土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全するための措置を講じてください。」でいう措置とは、どういうものをいいますか。	12
3-20. 特別区分Aで必要とされる「発災時にも設備を稼働させるための措置」とは、「設備を保全させるための措置」とは違うのですか。	12
3-21. 逆潮流は認められますか。	12
3-22. 本補助事業について、優先採択を得られる条件はありますか。	12

4. 【補助対象設備・工事について】 13

4-1. 補助対象となるフィルム型ペロブスカイト太陽電池はどこで確認できますか。	13
4-2. 使用を予定しているフィルム型ペロブスカイト太陽電池が協会のホームページに掲載されていません。本補助事業への申請はできないのですか。	13
4-3. 蓄電池（可搬式蓄電池を含む）は補助対象ではないのですか。	13
4-4. パワコンと蓄電池が一体化したハイブリッドパワコンは補助対象となりますか。	13
4-5. 設計・監理に係る費用は補助対象ですか。	13
4-6. 設計が完了している事業について、設備導入工事のみを事業の対象とすることができますか。	14
4-7. 付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。	14
4-8. 日射計・気温計や啓発用のモニター等は補助対象となりますか。	14

5. 【補助対象経費について】 15

5-1. 補助金額に上限額・下限額はありますか。	15
5-2. 補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。	15
5-3. 消費税は補助対象となりますか。	15
5-4. 補助金の補助率を教えてください。	16
5-5. 複数の施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入する予定です。補助率4分の3に該当する施設と補助率3分の2に該当する施設がありますが、本事業に適用される補助率はいくらになりますか。	16
5-6. 発電量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。	16

6. 【事業期間について】 17

6-1. 事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。	17
6-2. 2か年度事業として応募し採択された場合、事業はどのように実施することになりますか。	

.....	17
6-3. 交付決定時期が遅く、部材調達などの状況で2月末日までに今年度事業が終了できるかどうか不安です。.....	17
7. 【採択以降について】	18
7-1. 請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	18
7-2. 請負業者等との契約（発注）はいつ行えばよいですか。	18
7-3. 請負業者等への発注は「競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	18
7-4. 発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、これまで安全上の観点から随意契約としています。本補助事業の場合でも随意契約は認められますか。	18
7-5. 補助対象となる工事と、補助対象とならない工事（全額自己負担）を一つの契約にまとめることは可能でしょうか。	18
7-6. 採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額を増額して請求可能ですか。	18
7-7. 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。	18
7-8. 事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合は除く。」と記載されていますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	19
7-9. 工事代金等の支払方法の注意点はありますか。	19
8. 【その他】	20
8-1. 本補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO2 削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。	20
8-2. 取得財産等の維持管理が必要となる「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して環境大臣が別に定める期間」とは具体的に何年間になりますか。	20
8-3. 本補助事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	20
8-4. ペロブスカイト太陽電池には鉛が含まれていると聞きます。財産を処分する場合のリサイクルや廃棄物としての処分はどのように行えばいいですか。	20
8-5. 圧縮記帳は適用可能ですか。	21

1. 【全般】

1-1.本補助事業はどのような体制で執行されますか。

本補助事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、当該執行団体において補助事業者の募集・採択を行い、補助金を交付します。

なお、本補助事業に係る応募申請書・交付申請書・完了実績報告書の記載内容についての問合せ等は、一般社団法人 環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）までお願いします。

1-2.本補助事業の目的は何ですか。

本補助事業は、軽量・柔軟などの特徴を有し、これまで従来型の太陽光パネルが設置困難であった場所にも設置を可能とするとともに、主な原料の一つであるヨウ素は、我が国が世界シェアの約 30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術であるペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、その導入を支援することで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルの創出に貢献することを目的としています。

1-3.本補助事業の申請者は具体的にどのような者を指しますか。

本補助事業に応募できる者は次のとおりです。

- (1) 民間企業
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (4) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- (5) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (6) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- (7) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- (8) 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
- (9) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (10) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

上記の「民間企業」は、本補助事業においては、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・信用金庫・相互会社・有限会社などをいいます。

ただし、(1) の「民間企業」については、本補助事業に係る補助金交付申請日までに、以下(ア)～(ウ)のすべての取組の実施について表明する者に限ります。

(ア) 以下の A 及び B の温室効果ガス排出削減のための取組を実施すること。ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）における算定・報告・公表制度に基づく 2022 年度二酸化炭素排出量が 20 万 t 未満の企業又は中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室

効果ガスの排出削減のための取組の提出をもって、これらに替えることができます。

A：2025 年度以前分の排出実績に関する実施内容

なお、GX リーグに参加する場合は、これらの取組を実施するものとみなします。

(i) 国内における Scope1（事業者自ら排出）・Scope2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関する排出削減目標を 2025 年度及び 2030 年度について設定し、本補助事業実施期間が含まれる年度分の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を実施のうえ、毎年報告・公表すること。第三者検証については、「GX リーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

(ii) (i) で掲げた目標を達成できない場合には Jクレジット又は JCM（二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism））その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する、又は、未達理由を報告・公表すること。

B：2026 年度以降分の排出実績に関する実施内容

A と同様の実施内容について対応すること。ただし、現在検討が進められている 2026 年度以降の GX リーグ等の内容次第で、2026 年度以降分の排出実績における A の (i) (ii) 相当の要件については変更となる可能性があることに注意すること。

(イ) コスト競争力の向上や海外市場の獲得など自社の成長につながる今後の方針を策定すること。

(ウ) 継続的な賃上げなど必要な人材の確保に向けた取組を進めること。

また、本補助事業に応募できる者は、共同事業者を含め公募要領別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者としてします。

1-4.直近の決算で債務超過がある場合は、応募できないのですか。

本補助事業では、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として応募の対象外とします。

ただし、関連企業等による事業継続の一切を確約する書面及び単体ベースの直近の 2 決算期の貸借対照表と損益計算書を提出する場合は、応募することが可能です。該当する場合は、事前に協会に相談してください。

申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を添付してください。法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合には、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書並びに法人登記全部事項証明書を添付してください。（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付してください。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しません）。

1-5.同一の代表申請者が複数の施設にペロブスカイト太陽電池を導入する場合、申請は施設毎に行う必要がありますか。束ね申請は認められますか。

ペロブスカイト太陽電池を導入する施設が複数か所ある場合は、まとめて一つの事業として申請してください。施設が異なる自治体に所在していても構いません。その場合、施設毎にどの事業年度に導入する予定かがわかる計画を併せて提出してください。

なお、補助率の適用は、申請内容を確認して施設毎に行います。

1-6.自家消費型太陽光発電設備等をファイナンスリースにより導入する場合、どのように申請をする必要がありますか。

設備等の調達の一形態としてファイナンスリースを選択した場合、設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者が代表申請者となり、設備を使用する者（PPA 事業者、電力需要家等）を共同事業者として申請してください。

1-7.公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのですか。

実施計画書等の記載内容が本補助事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査・評価し、予算の範囲内で採択を行いますので、公募の要件を満たしたものであっても必ず採択されるわけではありません。応募額が予算額を超える場合は、予算額の範囲なるべく多くの事業者を採択する観点から、1 事業者当たりの採択額に上限を設けるなどの措置を行うことがあります。

審査委員会で書面審査と合わせて、対面又は WEB ヒアリングを実施する場合もあります。

なお、今回の公募では、応募申請と交付申請を同時に行っていただきますが、審査の結果、不採択となった場合は、交付決定には至りませんので、交付申請を取り下げていただくことになります。このことに同意のうえ、応募してください。

1-8.応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればいいですか。

書面での手続きが必要となりますので、辞退する必要が生じましたら、速やかに協会にご連絡ください。申請に当たっては、事業内容を十分に検討の上、応募してください。

1-9.他の補助金との併用は可能ですか。

(1) 国からの補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）は 1 事業に対し 1 件だけ受けることが可能です。重複申請は可能ですが、当協会の補助金が採択された場合は、本補助事業を優先し、他の補助金については辞退するようにお願いします。

地方公共団体からの補助金との併用は可能です。ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（協会）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。地方自治体の補助金と併用する場合には、両補助金の合計は、総事業費の範囲内となります。総事業費からの超過等が発覚した場合は、超過分について、減額・返還を求める場合があります。

なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、協会の補助事業に係る自己負担額に対して補

助することができる仕組みになっている場合を除き、協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。

地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。

- (2) 同一施設内で従来型の太陽光発電設備を合わせて設置する場合、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入に係る設置分を本補助事業で応募することは可能ですが、他の事業と本補助事業は、PCS、配線等を含め完全に分離してください。共通部分があると補助対象外になります（ただし、他の補助事業で導入する蓄電池については、本補助事業で補助対象外の蓄電池を導入するものであるため、分離する必要はありません）。

1-10.本事業の公募では、応募申請と交付申請を同時に行う必要があるとのことですが、採択と交付決定はどのように行われますか。

本公募では、事業期間を確保するために、応募申請と交付申請を同時に行っていただきますので、採択の場合、採択通知と交付決定通知は、同時に通知されます。

応募申請書類・交付申請書類の提出方法については、公募要領をご覧ください。

なお、来年度以降の公募方法については未定です。

1-11.応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。

質問等は、協会ホームページの「お問合せ」または「電子メール」でお問い合わせください。

1-12.補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、カーボン・クレジットとして登録することは可能ですか。

交付規程第8条第1項第十五号を参照ください。本補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備についての減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。

1-13.本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。

交付規程第8条第1項第十五号に「カーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。」と規定されており、公募要領の4.3（1）③において「カーボン・クレジット、グリーン電力証書、非化石証書制度への登録を行ってはならない。」としています。カーボン・クレジットと同様に減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、グリーン電力証書の認証は受けられません。

1-14.屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」による説明会等の実施は努力義務という理解でいいですか。

「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、屋根設置太陽光発電事業を実施する場合は、説明会等の実施に努めることとされています。

1-15.本補助事業の申請前に、周辺地域の住民に対して説明会を既に実施していた場合は、独自様式にて、説明会等を実施したことを証する資料を提出しても認められますか。

再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において指定する様式において提出をお願いします。

2.【申請時の提出書類について】

2-1.応募申請書・交付申請書の「申請者」は誰にすればよいですか。

法人・地方公共団体の代表権を持つ方としてください。

なお、代表者からの公式な（代表者印が押されるなど）委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。

2-2.別紙 1 実施計画書の「事業実施の担当者」（事業の窓口となる方）は誰にすればよいですか。

代表事業者の法人・地方公共団体に所属し、補助事業に関わる業務を実際に行い、協会と連絡を取り合える方としてください。

代行申請や手続き代行は認めません。ただし、申請に関して、コンサルタント等の支援を受けている場合、協会と実施事業者の担当者間のメールの共有者（cc）にコンサルタントを入れることは差し支えありません。

2-3.申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも申請可能ですか。

申請の段階では、機器・工事等の経費内訳は、概算の見積書をもとに作成いただいても構いません。

なお、事業採択の審査結果においては、申請時の見積金額に基づいて、補助基本額及び補助金額を示しますので、ここに記載の金額を超えた交付はできません。

また、見積書は、申請時点で見積有効期限が切れていないものを添付してください。

2-4.代表事業者の業務概要や貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、ホームページにも IR 情報として公表しています。パンフレットやホームページに掲載されたものを、提出してよいですか。

問題ありません。最新のものを提出してください。

2-5.連結決算を採用している場合、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要ですか。

単体と連結の両方を提出してください。

2-6.貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要ですか。

原本証明は不要です。

2-7.PPA 事業で太陽光発電設備を設置し、商業施設又は集合住宅に供給する場合、需要家はオーナー企業や管理組合だけでいいですか。あるいはテナントや入居者も需要家となるのですか。

PPA 事業者と電力販売契約を締結される者が需要家となりますので、以下の具体例に従って需要家を共同事業者としてください。

(具体例)

- ①施設の共用部分のみで電力を消費する場合、需要家はオーナー企業又は管理組合になります。
- ②オーナー企業又は管理組合が一括受電され、その電力をテナント又は入居者に販売される場合は、需要家はオーナー企業又は管理組合になります。
- ③個々のテナント又は入居者が PPA 事業者と契約する場合、需要家は個々のテナント又は入居者になります。

なお、②、③の場合は、以下の内容を含む誓約書を申請時に提出していただきます。

- ・補助金がある場合とない場合の料金
- ・テナント（入居者）への販売（集金）方法（系統電力と一緒に販売される場合は区分方法を含む）
- ・補助対象設備の導入に対して、テナント（入居者）の同意が得られる見込みであること。

※例えば、集合住宅の場合、管理組合（法人）が理事会に対して事前説明会を行って了解を得たことが分かる議事録等（これをもって、入居者に対する総会を開き、事業の実施を可能する決議が得られる見通しがわかるもの）。

3.【事業要件について】

3-1.設置場所の耐荷重が 10kg/㎡以下相当とありますが、耐荷重が確認できない場合はどうすればいいですか。

設置先施設の耐荷重については、構造計算書により確認してください。

構造計算書が確認できない場合は、建築士など構造設計の専門家が設置の安全性を確認した上で、耐荷重が 10kg/㎡以下相当であることを確認してください。

3-2.設置場所の耐荷重が 10kg/㎡以下相当とありますが、「相当」とはどういうことですか。

本補助事業では、従来型の太陽光パネルの設置が困難である場所へのフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援することを目的としており、追加可能な荷重が 10kg/㎡以下の設置場所を要件としています。

しかしながら、安全性を確保するために、フィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置した後でも一定の耐荷重の余力を必要とする構造物において、10kg/㎡を超える耐荷重が必要であることが建築士など構造設計の専門家により確認された場合は、耐荷重が 10kg/㎡を超える場合も「10kg/㎡以下相当」とみなし、補助対象となります。ただし、従来型の太陽光パネルの設置が困難である場合に限りです。

3-3.構造設計の専門家とは誰ですか。何らかの資格を有している必要がありますか。

構造設計一級建築士などの構造設計に関連する資格を有する者等で、耐荷重の数値に関する技術的検討や設置可否の判断について技術的知見をもとに検討・判断ができる者をいいます。

3-4.1 施設あたり 5 kW 以上とのことですが、2 か年に分けて合わせて 5 kW 以上導入してもいいですか。

2 か年かけて 1 つの施設に 5 kW 以上を導入いただければ対象となります。

3-5.本補助事業において、補助事業者はどのようなデータの提供を行う必要がありますか。

ペロブスカイト太陽電池の導入にあたって採用する施工方法及び施工費用について設備導入時に、ペロブスカイト太陽電池の発電量と温室効果ガス削減量については、設備導入後 3 年間にわたり報告することが必要となります。

また、その他、公募要領「4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項」（3）に記載のとおり、情報提供を求める可能性があることに留意してください。

3-6.特別区分 A に関して、地域防災計画等や業務継続計画に位置づけられている施設とは何をいいますか。

以下のいずれかに該当する施設になります。申請時に関連する計画を併せて提出してください。

- ①ペロブスカイト太陽電池が導入される自治体の地域防災計画において、以下の要件（a 又は b）を満たす施設（予定含む）

- a 地域防災計画において避難施設（ただし指定避難所に限る）又は防災施設として位置づけられている施設
- b 地域防災計画又は各都道府県や市区町村等が定める広域防災拠点に関する計画等において、広域防災拠点として位置づけられている施設

※広域的で甚大な災害が発生した際に、国、都道府県、市町村、地区レベルで連携・連動し、圏域全体として広域的な災害対策活動を行う際の拠点であり、災害対策活動の体制の構築が図られている場合に限る。

*「地域防災計画」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条又は第 42 条に基づき、都道府県や市町村が設置した防災会議が作成するものであり、防災のために処理すべき業務等を定めた法定計画のことです。

- ②業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設（予定含む）

※ただし、非常時優先業務として発災から概ね 3 日間以内に、優先すべき業務を行う施設に限ります。

3-7.特別区分 A で申請する場合の「耐震性を有する施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を耐震性を確保して導入」とはどういうことですか。

補助対象設備を導入する施設は、以下のいずれかの耐震性を有する建築物であることが必要です。

- a 昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された又は建築される建築物
- b 昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物
- c 耐震改修整備を実施した建築物
- d 事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物

また、補助対象設備の設置にあたっては、耐震クラス「S」を確保してください。

（参考）「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」 監修：独立行政法人建築研究所

3-8.特別区分 A で申請する場合の「災害時に自立的かつ安定的に太陽光発電の電力が活用できること」とは、具体的にはどういうことですか。

災害時において、導入した避難施設や防災拠点等、又は業務を維持するべき施設に必要な電力を賄うだけの発電設備を設置することにより、災害時など商用電力系統等が遮断された場合でも、安定的にエネルギーを供給することができることをいいます。

このため、本補助事業の補助対象ではないものの、本区分で応募するためには蓄電池の整備が必須となります。補助期間内に別途蓄電池を導入するか、既に設置されている蓄電池を活用する計画を提出してください。

なお、自立運転機能付きパワコンは独立した系統で使用することができますが、夜間の利用ができないことなどから、災害時に必要となる電力を安定的に供給できるとはいえないため、自立運転機能付きパワコンの使用のみでは本区分に該当することにはなりません。

また、特に、複数の系統を設ける場合に、整備する太陽光発電設備が災害等による停電時に発電した電力を安定的に供給できるように十分に留意してください。以下、別事業における電力が供給されない設計事案を例として記載します。

- ①停電時に自立運転するための配線整備等が行われていないため、導入した一部系統の機器が稼働せず、発電された電力が供給できずに必要電力量を確保することができない事案
- ②太陽光発電設備等の配線設計が適切でなかったため、災害発生等による停電時に所要の電力量を供給することができない事案
- ③電力を供給する施設における配線が適切でなかったため、災害発生等による停電時に所要の電力量を供給することができない事案

3-9.特別区分Bに関して、サプライチェーンの脱炭素化に向けた目標と計画とは何ですか。

原則として GX リーグか SBTi の認証を受けた計画を有していることが必要となります。削減に向けた計画自体については一般公開している必要はありませんが、執行団体（当協会）に提出してください。上記の計画を有しておらず、事業者独自の削減目標や計画を有している場合は事前に協会に相談してください。

3-10.特別区分Bに関して、「代表申請者が、自社の Scope3 削減のために当該 Scope3 に関する企業（共同申請者）と連携してフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を行う」とは具体的にどういうことですか。

代表申請者と共同申請者が連携した形で申請を行う場合には、共同申請者が所有する需要設備のみならず、代表申請者が所有する需要設備に対しても、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を行うことが必要となります。

3-11.特別区分Cに関して、インフラ空間には、どのような施設が該当しますか。

空港では空港建築施設の屋根等、港湾では港湾施設の屋根等、鉄道では既存の駅舎・ホーム上屋・車庫の屋根等、公園では国営公園や都市公園内の既存施設の屋根等、上下水道では上下水道施設の屋根等を該当する施設として想定しています。

3-12.特別区分A、B、C及びDの必要条件項目にある「補助対象施設と類似の施設等における将来的なペロブスカイト太陽電池の活用方針を示すこと」というのは、どのような記載をすればいいですか。

例えば、A市が体育館に導入する場合、施工方法等も含め、A市の別の体育館にどのように導入していくか、について記載してください。導入目標の策定までを求めるものではありません。

3-13.特別区分Eの「2028年度までに、同一主体が累計で0.5MW以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画」で4分の3の補助を受け、計画どおりに進捗しなかった場合は補助金返還の対象になりますか。

計画どおりに進捗しなかった場合は、補助率4分の3の場合の補助金と補助率3分の2の場合の補助金の差額が返還の対象になります。

3-14.自家消費型太陽光発電設備等の導入に際して、停電時にも電力を供給できることが必要ですか。

停電時に電力供給可能なシステム構成であることが望ましいですが、本補助事業では必須とはしていません。

ただし、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられた避難施設や業務継続計画に位置づけられた施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入し、特別区分Aで申請される場合は、停電時にも電力供給ができることが必要です。補助期間内に別途蓄電池を導入するか、既に設置されている蓄電池を活用する計画を提出してください。

申請書において停電時の施設と設備の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを確認させていただきます。

3-15.二酸化炭素削減量（計画値）はどのように算出すればよいですか。

二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省地球環境局が発行している最新の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を参考にして算出してください。

導入設備については、上記ガイドブック及び説明資料「CO₂削減効果算定ガイドブック ハード対策事業計算ファイルの作成について」を参考にして、設備導入による二酸化炭素の削減量・削減効果を算定してください。

3-16.建築基準法での基準風速、垂直積雪量はどう調べればよいですか。

施設所在地の市町村等へお問い合わせください。

3-17.事業成果等の公表について、どのようなことが必要ですか。

本補助事業で実施した事業の成果等については、補助事業者において積極的に公表していただくとともに、国の補助事業であることに鑑み、環境省が主催する説明会や環境省のホームページ等で公表することがあるため、協会、環境省及び環境省の委託を受けて補助事業の検証・調査等を行う事業者から求めのあった場合にはデータの提出等に応じていただく必要があります。

3-18.太陽光発電設備などの設置に関して留意することはありますか。

地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

※「土砂災害警戒区域等」とは、原則として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）に基づき、都道府県が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）の指定を行った区域のことを指します。

3-19.「土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。」でいう措置とは、どういうものをいいますか。

設備を保全させるための措置とは、想定される災害が発生した場合においても補助対象設備が損傷しないようにすることを目的とした措置をいいます（浸水地域であれば、嵩上げを行うなど）。

ただし、地域によって補助対象設備を保全させるための措置を講じることが困難な場合は、「保険に加入して被災した設備の修復に努める」など、確実・迅速に稼働できる対策を講じてください。

※嵩上げに伴う費用や保険費用は補助対象外となります。

3-20.特別区分 A で必要とされる「発災時にも設備を稼働させるための措置」とは、「設備を保全させるための措置」とは違うのですか。

「設備を保全させるための措置」とは、浸水地域での土地の嵩上げなど発災時に補助対象設備が損傷しないようにする措置をいいます。

これに対して、「発災時にも設備を稼働させるための措置」とは、想定される災害が発生した場合にも必要な特定負荷への電力供給を行うために、自立的に補助対象設備を稼働させて発電し、コンセント等が利用できるようにする措置をいいます。

3-21.逆潮流は認められますか。

逆潮流は可能ですが、FIT/FIP 制度との併用はできません。

なお、50%以上の自家消費率があることが必要になります。

3-22.本補助事業について、優先採択を得られる条件はありますか。

本補助事業においては、優先採択条件はありません。

4.【補助対象設備・工事について】

4-1.補助対象となるフィルム型ペロブスカイト太陽電池はどこで確認できますか。

補助対象となるフィルム型ペロブスカイト太陽電池の型式は協会ホームページでお知らせします。

協会ホームページ URL： <https://www.eta.or.jp/offering/2025/psc/index.php>

お知らせする型式以外の製品については、本補助事業の対象となりません。なお、応募申請後に性能評価の結果が明らかになる場合もあります。

4-2.使用を予定しているフィルム型ペロブスカイト太陽電池が協会のホームページに掲載されていません。本補助事業への申請はできないのですか。

協会ホームページでお知らせする型式以外の製品については、本補助事業の対象となりません。しかしながら、応募申請後に性能評価の結果が明らかになる場合もあり、応募申請時には協会ホームページに掲載されていない可能性もあります。この場合は、本補助事業における性能評価機関にフィルム型ペロブスカイト太陽電池の性能評価を申請していることについて製品メーカーに確認してください。

なお、性能評価の結果によって性能要件を満たしていることが確認できるまでは、申請いただいても採択されません。

4-3.蓄電池（可搬式蓄電池を含む）は補助対象ではないのですか。

本補助事業では、蓄電池（可搬式蓄電池も含む）は補助対象設備ではありません。

蓄電池の導入については、民間施設については二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業、公共施設については脱炭素化推進事業債の活用をご検討ください。

4-4.パワコンと蓄電池が一体化したハイブリッドパワコンは補助対象となりますか。

本補助事業では、蓄電池を補助対象としていないため、パワコンと蓄電池が一体化したハイブリッドパワコンも補助対象設備ではありません。

蓄電池の導入については、民間施設については二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業、公共施設については脱炭素化推進事業債の活用をご検討ください。

4-5.設計・監理に係る費用は補助対象ですか。

実施設計・工事監理に係る費用については補助対象となります。

4-6.設計が完了している事業について、設備導入工事のみを事業の対象とすることができますか。

工事契約前であれば、当該工事については本補助事業の対象となります。

4-7.付帯設備の補助対象範囲はどのように考えたらよいですか。

付帯設備の範囲は、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要な設備であって、必要最小限度のものに限ります。

4-8.日射計・気温計や啓発用のモニター等は補助対象となりますか。

日射計・気温計や啓発用のモニター等、直接二酸化炭素の排出削減に貢献する製品ではないものは、本補助事業では補助対象設備となりません。

5.【補助対象経費について】

5-1.補助金額に上限額・下限額はありますか。

補助金の交付額は1事業につき10億円が上限額となります（2か年事業の場合は2か年の合計額で10億円が上限となります）。

下限額の設定はありませんが、設置するフィルム型ペロブスカイト太陽電池の発電容量が1施設あたり5kW以上であることが必要となります。

5-2.補助対象外となる経費には、どのようなものがありますか。

補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については個別にご相談ください。

＜補助対象外経費の例＞

- ・フィルム型ペロブスカイト太陽電池モジュールの性能試験・評価に要する経費
 - ・実証的な製品とその設置費用
 - ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
 - ・盛土や土壌改良工事に係る費用
 - ・建物の費用、建物建設工事に係る基礎工事費用、建築物の躯体等に関する工事費用
 - ・安全フェンス等の設置に係る費用
 - ・事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
 - ・既存設備の撤去費
 - ・残土や廃棄物の処理費用（処分費・運搬費）
 - ・気温計・日射計・気象信号変換器とその設置費用
 - ・普及啓発用機器（モニター・ケーブル）とその設置費用
 - ・データ通信費
 - ・パワーコンディショナ等の保証料
 - ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
 - ・数年で定期的に更新する消耗品（例：消火器）に係る費用
 - ・自治体、消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
 - ・工事会社等への振込手数料
- 等

5-3.消費税は補助対象となりますか。

消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者
- ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体（特定収入割合が5%を超える場合）及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程様式第 10 による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告してください。

5-4.補助金の補助率を教えてください。

本補助金の補助率は 3 分の 2 です。

ただし、以下に掲げる①から⑤のいずれかを満たすものについての補助率は 4 分の 3 とします。

①地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられた避難施設や業務継続計画に位置づけられた施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの（特別区分 A）

②温室効果ガス排出削減に向けた目標と計画を提出でき、サプライチェーンの脱炭素化の一環としてフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入するもの（特別区分 B）

③インフラ空間（道路、空港、港湾、鉄道等）へフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置するもの（特別区分 C）

④設置場所の耐荷重が 6 kg/m²以下相当で、耐火性の観点や固定において特別な施工を要しない屋根（金属屋根等）に設置するもの（特別区分 D）

※ここでの耐荷重とは、設置場所への積載荷重ではなく、既存の設置物等を考慮した上で太陽電池を設置する上での差分の耐荷重を指します。なお、構造計算書面により、設置場所の耐荷重が 6 kg/m²以下であることが確認できることが要件となります。

⑤2028 年度までに、同一主体が累計で 0.5MW 以上のフィルム型ペロブスカイト太陽電池の設置を計画しており、その計画の提出が可能なもの（特別区分 E）

5-5.複数の施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を導入する予定です。補助率 4 分の 3 に該当する施設と補助率 3 分の 2 に該当する施設がありますが、本事業に適用される補助率はいくらになりますか。

補助率は施設毎に適用して補助金額を算定します。適用される補助率が異なる施設が対象になる場合は、施設毎に補助対象経費と補助金所要額を分けて算出してください。

補助率が異なる施設に共通する部分については、補助率 3 分の 2 を適用することになります。

5-6.発電量等を計るための計測器等の購入は補助対象となりますか。

計測器が発電設備等、エネルギー起源 CO₂ の排出削減に直接資する設備及びその付帯設備専用のデータを計測の対象としている場合は、補助対象となります。

なお、広報等を目的とした「見える化システム」については、モニター表示機器本体とその架台、駆動のためのケーブル及び駆動用専用のパソコン・コントローラー等は、補助対象外となります。

6.【事業期間について】

6-1.事業完了までにどの内容が終了していればよいですか。

事業完了とは、下記の要件をすべて満たしていることが必要です。令和7年度については、2月末日までにすべてを完了するようにしてください。

- ①当該年度に行われた委託・請負等に対して、業務が完了し、対価の支払い及び精算が終了していること。
- ②補助対象設備等の導入が完了し、電力が需要施設に供給できる状態にあること。

※ただし、電力会社に系統連系手続きの申請をしたうえで、連系手続きに時間を要していることが協議資料等で確認できる場合は、発電開始は事業完了後でも認める場合があるので、協会に事前に相談してください。

6-2.2か年度事業として応募し採択された場合、事業はどのように実施することになりますか。

令和7年度の事業は交付決定後に開始し、令和8年2月末日までに完了してください。

2年目（令和8年度）の事業は、原則として、あらためて手続きいただく2年目事業の交付申請について交付決定された日から実施することができます。ただし、交付規程第15条に基づき翌年度補助事業開始の承認を受けた場合には、交付決定の日より前（2年目の本補助事業の執行団体が通知する日）から事業を開始することができます。なお、2年目の事業は、当該年度の1月末日までに事業を完了してください。

6-3.交付決定時期が遅く、部材調達などの状況で2月末日までに今年度事業が終了できるかどうか不安です。

応募にあたっては、単年度（令和7年度）の場合は2月末日まで、令和8年度までの2か年事業の場合は令和8年度の1月末日までに事業を完了するよう計画を立てたうえで申請してください。ただし、その後の状況により事業が遅れることが分かった場合は、速やかに協会に相談してください。協会としても、適宜、事業の進捗状況を確認しますので、そのときに担当者に状況をお知らせください。

7.【採択以降について】

7-1.請負業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。

問題ありません。交付決定後、速やかに事業開始できるように準備してください。

7-2.請負業者等との契約（発注）はいつ行えばよいですか。

交付決定日以降に行ってください。

※交付決定前に契約もしくは発注及び発注請書等を行った経費は、補助対象となりません。

7-3.請負業者等への発注は「競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどのようなことですか。

競争入札又は三者以上による見積合わせを行ってください。

7-4.発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規程に基づき、本設備の導入に当たっては、これまで安全上の観点から随意契約としています。本補助事業の場合でも随意契約は認められますか。

補助事業の運営上、一般競争入札での選定が困難又は不適當である場合は、指名競争入札、又は随意契約によることができます。また、申請段階で分かっている場合は、申請時に理由書を添付してください。

ただし、社内規程で決まっている、又は単に当該業務に精通していることのみをもって随意契約によることは、理由として認められません。

7-5.補助対象となる工事と、補助対象とならない工事（全額自己負担）を一つの契約にまとめることは可能でしょうか。

別々に契約することが望ましいですが、一緒に契約しても構いません。ただし、その場合には、補助対象の工事と補助対象外の工事の費用が発注書・契約書・請求書等の中で明確にわかるようにしてください（内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等）。

7-6.採択後、補助対象経費を精査した結果、増額してしまった場合、補助金額を増額して請求可能ですか。

今回は、応募申請と交付申請を同時に行っていただきます。精査により増額となった場合でも、交付額の確定は交付決定通知書で通知した補助金の額を上限として行うこととなります。

7-7.外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。

採択時の事業計画内容と異なるものは、原則として認められません。

なお、事業計画内容の変更が必要となった場合については、協会まで相談ください。

7-8.事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合は除く。」と記載されていますが、具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

「補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO₂の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
- ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

なお、変更する必要がある場合は、独自に判断せず、必ず事前に協会へ相談してください。

7-9.工事代金等の支払方法の注意点はありますか。

原則として、支払は銀行振込としてください。その上で、支払の事実を証明できる証憑（銀行振込明細書等の支払先への着金を確認できるもの）の整理をお願いします。

工事代金を支払う際は、請求金額から振込手数料を減額しての支払いは行わないでください。振込手数料は補助対象外です。

8.【その他】

8-1.本補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO₂ 削減目標値を達成できなかった場合にはどのように報告することが必要でしょうか。また、達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。

事業報告の際、CO₂ 削減量が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に説明してください。

補助事業者は、事業完了後においても、本補助事業の目的が達成されているか継続的に点検を行って、目的が達成されていない場合には、運用方法を見直すなど補助事業の目的に適合するような措置を講じる必要があります。

なお、CO₂ 削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は、補助金の返還を求める場合がありますので、ご承知おきください。

8-2.取得財産等の維持管理が必要となる「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して環境大臣が別に定める期間」とは具体的に何年間になりますか。

原則 4 年（建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備の場合は 5 年）となります。

8-3.本補助事業で取得した財産を処分したい場合、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。

本補助事業では財産処分等を行わず、代表事業者が取得財産等の処分制限期間※において、補助目的に沿った管理・運用を行っていただくことを想定しています。なお、やむを得ず財産処分を行う必要が生じた場合は所定の手続きを行った上で、財産処分納付金を納付していただく場合があります。

補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。

※処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して環境大臣が別に定める期間

8-4.ペロブスカイト太陽電池には鉛が含まれていると聞きます。財産を処分する場合のリサイクルや廃棄物としての処分はどのように行えばいいですか。

ペロブスカイト太陽電池のリサイクル技術等については、国において研究が進められているところです。今後、ガイドライン等が示された場合には、それに沿って対応してください。

8-5.圧縮記帳は適用可能ですか。

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 42 条（国庫補助金等の総収入金額不算入）又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 42 条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という。）が設けられています。

本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にも相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。